

実践報告

刑事事件における社会復帰支援について

小林良子

1. はじめに
2. 罪を犯した障害者・高齢者支援の流れ
3. 東京地方検察庁・社会復帰支援室
4. 社会復帰支援室・社会福祉アドバイザーの活動
5. 社会復帰支援のための主だった制度
6. 社会復帰支援室が取り組んだ事例

1. はじめに

東京地方検察庁・社会復帰支援室の社会福祉アドバイザーとしての活動について報告する。社会復帰支援室の成り立ちと経過は後で記すが、社会福祉アドバイザーは検事の相談に応ずる形でアドバイスをを行い、被疑者・被告人を社会復帰支援室事務官とともに福祉または医療に繋ぐものである。決して処分内容には関わるものではない。

2. 罪を犯した障害者・高齢者支援の流れ

(1) 山本譲司氏「獄窓記」がそもそもの始まり

罪を犯した障害者・高齢者支援の始まりは、平成 15 年に出版された元衆

議院議員山本義司氏の著書「獄窓記」にて、刑務所の中に福祉的支援の必要な知的障害のある人や高齢者が存在することが社会に知らされたことにある。その事実を知った福祉関係者が集まり、翌年の平成 16 年に「契約になじまない障害者等（触法・虞犯障害者等）の法的整備のあり方勉強会」が始まった。

他方、厚生労働省によって勧められる「福祉サービス利用援助事業」は、平成 12 年の介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行した。これは利用者である障害のある人や高齢者が、地域で自分らしく生活を送るために、自分でサービスを選び契約をするものである。サービスを利用するためには、制度の利用申請を住所地の行政に出すシステムとなっている。障害のある人であれば障害者手帳を持ち、障害区分認定を受け、高齢者であれば介護認定を受け、サービス利用契約をする。山本氏によって知らされた、刑務所の中にいる福祉的支援の必要な知的障害のある人や高齢者は、住所地がない人や障害者手帳を持たない人、介護認定も受けていない人々が多く、出所後、社会福祉に繋がる可能性が低い「福祉サービスの契約になじまない障害者等」であると考えられる。

平成 18 年 1 月に、下関駅舎放火事件が発生したが、逮捕されたのは 74 歳（当時）の知的障害のある人で、家族もなく、障害者手帳は持たず、過去 10 回の服役があり、数日前に刑務所を満期釈放され、福祉の支援を得ることができなかった人であった。犯行動機は「刑務所に帰りたい」であった。この年、厚生労働科学研究（田島班）「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究（平成 18-20 年）」が開始された。この研究が動きを作り、その後、平成 21 年 1 月より「地域生活定着支援センター」（モデル事業）が始まった。同年 4 月からは指定更生保護施設に社会福祉士等の福祉専門職の配置と、刑務所に社会福祉士・精神保健福祉士の配置が始まった。また、更生保護事業に、更生保護法人だけでなく社会福祉法人等も参入できるようになった。同年 8 月には「地域生活定着支援センター」が「矯正施設退所者の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）」として制度化し、平成 24 年 3 月に全国 47 都道府県に設置完了となった。このように、刑務所等の矯正施設における矯

正指導や、矯正施設からの出所後の社会復帰を支援（出口支援）することが進められてきた。

（２）地域定着支援センターでの出口支援

「地域生活定着支援センター」は高齢や障害等の理由で特別な支援が必要な人が、矯正施設から退所する際に、退所後の地域生活が可能になるように支援を行う。矯正施設で本人の希望を確認し対象者を選定し、保護観察所と連携をして支援を進める。帰住希望地の福祉事務所の協力を得て、帰住地と福祉サービス利用の調整を行う。「地域生活定着支援センター」は全国にあるため、施設と帰住地が離れていても広域調整を実施することができる。

（３）被疑者・被告人段階への対応

さらに、厚生労働科学研究（田島班）は平成 21 年より「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（平成 21-23 年）」を行い、被疑者・被告人段階の支援の研究を行った。罪を繰り返す人々の中には、取調べや裁判段階で福祉の支援を受けていれば刑務所に入らずに済んだのではないかと思われる人がおり、知的障害や認知症がある場合の支援を検討し、幾つかのモデル事業を提唱した。

3. 東京地方検察庁・社会復帰支援室

（１）東京地方検察庁・社会復帰支援室の成り立ちと経過

平成 22 年 11 月より検察改革が始まり、平成 23 年 7 月には最高検察庁に「知的障害専門委員会」が設置された。続いて、平成 24 年 7 月に、政府の犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、再犯防止に向けた対策や取り組みが各所で行われてきた。このような状況の中で、各地方検察庁においても再犯防止に向けた対策、取り組みが検討されてきた。

東京地方検察庁では、不起訴処分や執行猶予判決等により矯正施設に入所することなく釈放される犯罪者に対しても、釈放後の円滑な社会復帰を支援

すること（入口支援）で、再犯防止に繋げることが重要であると考え、その取り組みを、平成 25 年 1 月より「社会復帰支援検討委員会」を設置し、中核施設として「社会復帰支援準備室」を発足させ、4 月からは「社会復帰支援室」として施策を推進してきた。

なお、開始時期と方策は異なるが、平成 28 年現在、札幌・仙台・東京・横浜・静岡・京都・大阪・神戸・広島の各地検で社会復帰支援の取り組みが実施されている。

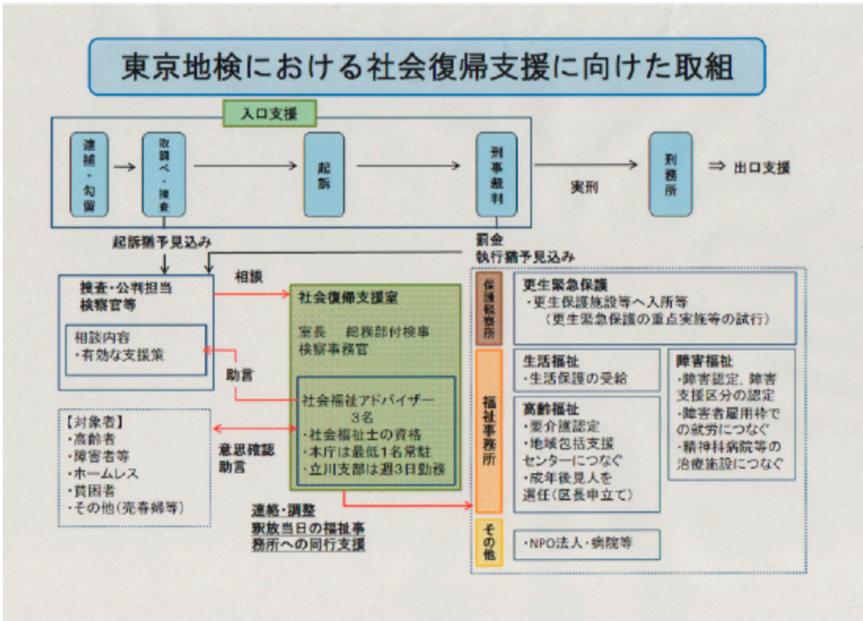
（２）東京地方検察庁における社会復帰に向けた取り組み

東京地方検察庁の社会復帰支援室は室長検事と事務官（捜査官）、社会福祉アドバイザーで構成されている。本室と分室の区分は、対象地域が 23 区と多摩地区という区分けである。本室、分室各々に事務官が配置されているが、社会福祉アドバイザー（社会福祉士・非常勤）は 3 名体制で、相談日を本室に週 5 日、分室に週 3 日（月曜日・水曜日・金曜日）で分担して入っている。なお、本室の捜査官の 1 名は保護観察官である。注 1）

社会復帰支援室の業務は、①個別事件における支援についての相談対応等、②職員に対する情報提供及び周知活動、③関係機関との連携等の構築、④広報活動、⑤福祉一般についての相談対応等を行うこととなっている。

社会福祉アドバイザーは主に、①の個別事件における支援についての相談対応等を行っている。内容は、相談及び公判を担当する検察官から、社会復帰に向けた支援策について相談を受け、再犯防止のために有効な福祉、医療等の支援策を検討し助言を行う。また、必要に応じて、支援の対象である被疑者やその家族と面談し、助言を行うこともある。福祉事務所や社会福祉に携わる事業者の事業所等への同行は事務官が専ら行うが、困難事例などは社会福祉アドバイザーが、事務官と協力をして行っている。

②～⑤に関しては、社会福祉アドバイザーも必要に応じて対応している。なお、③の関係機関との連携等の構築では、特に支援のための繋ぎ先の連携構築が、アドバイザーに求められるところであり、事件によっては特殊な繋ぎ先を新しく開拓することもある。



(3) 支援対象者

社会復帰支援室の支援対象者は、不起訴処分，略式請求もしくは公判請求により罰金等の財産刑のみに処せられ，又は執行猶予が付された判決を受けることが見込まれる被疑者又は被告人であり，かつ，高齢，障害，病気，貧困等の困難を抱え，独力での社会復帰が困難であり，そのまま釈放したのでは再犯に及ぶおそれが高く，その再犯を防止し，円滑な社会復帰をするためには支援が必要と考えられる者とされている。それらは，65歳以上の高齢者，障害（知的障害，発達障害，精神障害，アルコール依存，薬物依存，認知症等）があると思われる者，ホームレス者，貧困者等々で福祉の支援が必要と思慮される者である。

相談件数は平成25年1月から平成28年12月までに1800件を超えており，東京の特殊性であろうかホームレス者が多くなっている。

（以降，社会復帰支援室が対象とする被疑者・被告人を支援対象者と記す）

4. 社会復帰支援室・社会福祉アドバイザーの活動

(1) 具体的な社会復帰支援室の取組の流れ

取り扱う事案は、事件担当検事より、障害や高齢その他の理由により、主に起訴猶予が予想されるケースで、釈放後の再犯を防ぐための支援方策を検討したいとして相談が寄せられる。相談の申し込みとともに事案の資料が社会復帰支援室に持ち込まれる。社会福祉アドバイザーは、調書等の資料から対象者の見立てを行い、室長検事と共に、相談を寄せた事件担当検事と面談を行う。アドバイザーの見立てを伝え、いくつかの支援策を提示し、支援の方向性を協議、決定する。見立てや支援のための不足している情報については確認を検事に依頼する。また、知能検査など実施目的の説明が必要で捜査ではない項目ではアドバイザーが手配することもある。

支援の方策である福祉や医療の関係機関に繋ぐためには、支援対象者の同意が必要であるため、検事より支援対象者に支援内容を説明し同意書に署名をしてもらう（被告人では弁護士に協力依頼）。場合によっては社会福祉アドバイザーの面談を行い、支援対象者の思いを聞き取り、福祉や医療など繋ぎ先の説明を行うこともある。その場合も事前に面談の同意を書面で取る。

支援対象者の障害状態を確認するために、知能検査や認知症の検査を行うことがある。精神障害について検察では精神簡易鑑定を行うが、精神鑑定は責任能力の有無を確認するものであり、障害の有無や状態を判定するものではない。支援対象者は福祉に繋がっていないことが多く、確実に福祉に繋ぐためにはアセスメントが重要である。関係機関に繋ぐに際し、障害の有無と状態を明確にするために、知能検査もしくは長谷川式簡易認知症検査を行い、より丁寧な支援を受けることができるようにするものである。検査には東京少年鑑別所の心理技官の協力を得て、支援対象者の同意のもと行われる。

その後、釈放日までに支援策に沿って関係機関に繋ぐ。関係機関は福祉事務所が主だが、障害福祉課、保健センター、地域包括支援センター、高齢福祉課、保護観察所、医療機関等々と、支援対象者の状態に応じて多岐にわた

る。

この流れは逮捕後、送検されて勾留満期になる 20 日以内に行わなくてはならない。検事からの相談が釈放直前になり、短い期間での対応となることもある。次に各繋ぎ先とその事業について、支援対象者の状態に分けて説明したい。

5. 社会復帰支援のための主だった制度

(1) 住所不定者「ホームレス」の場合

東京地方検察庁の本室（霞が関）が対象とする東京 23 区内は住所不定者いわゆる「ホームレス」の支援対象者が多くを占める。住所不定者の場合、年齢、障害の有無、就労自立の可能性等によって対応が異なる。

就労自立が見込める場合は、保護観察所の更生緊急保護制度を検討する。更生緊急保護は法務省の制度で、保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、食事の給与、宿泊する居室、就職の援助、帰住援助等々の支援を受けることができるというものである。対象となるのは、刑事上の手続きまたは保護処分による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関の保護を受けられないか、それのみでは改善更生できないと認められ、更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人となっている。原則として 6 か月の期間である。東京保護観察所に申請をするが、その際、検察庁で発行する「保護カード」が必要となる。保護観察官の面接を受けて、更生保護施設等に措置される。就労支援も求めれば受けることができる。

同時に利用を検討する他の制度は、東京都の路上生活者対策事業（「ホームレスの自立の支援等に関する東京都実施計画」に基づく）である。路上生活者対策事業は、特別区内の道路、公園、河川敷等で路上生活を余儀なくされている者に、一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの早期社会復帰に向けた支援を行うために、特別区と東京都が共同で実施している事業である。支援内容は、就労による自立と社会生活への復帰を基本として、

4つの事業をおこなっている。生活保護ではないが、取り組みが多岐で福祉に直結しているため有効と考えている。主だった内容は、①巡回相談事業—路上生活者を巡回して面接相談。②緊急一時保護事業—路上生活者の一時保護と、社会復帰への支援、健康診断、アセスメントも行う。③自立支援事業—②のアセスメントの結果で、就労支援、地域生活移行支援の実施。④地域生活継続支援事業—自立支援事業による支援終了者に対し、路上生活に戻らないよう必要な支援の実施。以上である。なお、就労自立が困難な場合は福祉事務所と連携し、就労収入の不足分を生活保護費で補う形の、いわゆる「半福祉・半就労」に向けた支援を行う。

自立支援センターは、23区を5ブロックに分けて、各ブロックに1か所ずつ設置し、ブロック内各区の5年ごと持ち回り制で行っている。自立支援センターも更生緊急保護制度と同じ6か月の期間で利用し、就労自立を図っていくというものである。申請先は福祉事務所となっており、区によって空き状況が異なっている。

就労に繋ぐ支援の期間や方法は、更生緊急保護と路上生活者対策事業ではほとんど同じであるが、法務省の制度と厚生労働省の福祉制度の違いがあり、更生緊急保護では、例えば「半就労・半福祉」のような支援に繋ぐことが難しい。就労可能年齢で就労意欲があるものには有効な制度である。

以上の制度利用が難しいと思われる場合は、生活保護制度の利用がある。自立支援センターも福祉事務所が窓口であるため、アセスメント内容を伝え、自立支援センターにするか生活保護にするか本人の希望を聞いて支援をしてくれるように、釈放前日に福祉事務所へ連絡をする。

他に、ネットカフェ難民—住居喪失不安定就労者の支援のための生活相談・居住相談・就労相談を行う「TOKYO チャレンジネット」があり、利用の検討を行う。利用にはネットカフェの会員証等、ホームレスよりは少し高いハードルがあるが、丁寧な支援が行われている。

女性の場合は、福祉事務所の婦人相談員による相談に繋ぎ、その人の状況にあった支援策の提供を依頼する。

(2) 障害のある場合

障害者手帳を持っている場合は、住所地の障害福祉課に連絡をして対応を依頼する。生活保護を受けている場合は、生活保護の担当ワーカーに連絡をする。療育手帳（東京都は「愛の手帳」）や精神障害者保健福祉手帳を持っている者もいるが、行政機関に生活状況の問い合わせを行っているうちに状態が判明する者もいる。

調書を確認する中で「文字」や「受け答え」、「行動」「生活歴」などから、知的障害や発達障害が疑われる場合があり、障害者福祉に繋がっていないことも多い。そのような場合は東京少年鑑別所の協力により心理技官の知能検査を行う。それにより、障害の状況が明確になり、行政機関に繋ぐ際に丁寧な支援を依頼することができる。ホームレスの場合も同様に、保護をして宿泊所を当たる際に障害者支援ができることを措置先としてくれる区もある。

統合失調症や感情障害の精神症状が出ている、またアルコール依存症がある場合は、住所地保健師と連携をして、入院先の検討を依頼することがある。また、摂食障害やその他の依存症が原因となっているときはマックや AA 等々の当事者団体や関係機関に専門医療機関の紹介を依頼する。たいがい事件となる場合は、病状が悪い状態であることが多く、何らかの専門的対応が必要となっている。

住所不定者の場合は、事件が起きた地区の福祉事務所とともに、その地区の障害福祉課、保健センターに連絡を取り支援を依頼する。

（３）認知症が疑われる高齢者（65 歳以上）

障害のある場合と同様に、住所地の行政の高齢者支援課と地域包括支援センターに問い合わせを行い、保護と支援を依頼する。すでに地域包括支援センターの支援が入っている場合は、現状を説明し、継続しての支援を依頼する。状態像がはっきりしない場合は、長谷川式簡易認知症テストを少年鑑別所心理技官に依頼し、状態を見極め、引き受け手の支援者に伝えるようにしている。ただ、前頭側頭葉認知症をはじめとしたテストで明確にならないものもあるため、気を付けるようにしている。

（４）外国人の場合

外国人は永住権があるか無いかによって対応が異なる。永住権のある場合は日本人と同様に福祉事務所等へ相談をかけていくことができる。永住権がない、短期の就労ビザや就学ビザなどで滞在している場合は、福祉事務所は利用できない。年齢的に身体的に就労可能な場合で、在留ビザの期間が年単位で残っていて日本語対応ができるような場合は、更生緊急保護に相談することがある。また、国際協力団体を探し、支援協力を求めることもある。ベトナムやバングラディシュ、ネパール、特化した国の支援団体を探し出すこともある。

(5) 社会福祉アドバイザーの面談

福祉への拒否感を持つ者、また、福祉や制度を利用するということがどういふことかが不明な者がいる。

そのため、事件担当検事、社会復帰支援室担当検事と相談の上、必要性が認められれば、社会福祉士アドバイザーが社会復帰支援室担当検事同席で支援対象者と面談を行い、利用できる福祉制度や福祉について説明と、利用への動機づけを行うことがある。取調べではないことを断り、説明を行っていくが、本人と会うことで、調書だけではわからないいろいろな様子がわかることがある。それによって繋ぎ先を検討することもある。

(6) 同行支援～支援をより確実にするために～

満期日に釈放後、福祉事務所やその他行政機関、支援事業所、医療機関に社会復帰支援室の主任捜査官たちが同行し、声かけや窓口対応など手続きの支援を行う（弁護士が付いていれば弁護士に依頼）。これは、確実に支援に繋ぐため、「敷居を一緒にまたぐ」ためである。支援対象者によっては、事前調整を行っていても、釈放後調整先-多くは福祉事務所-にたどり着かない、または適切な手続きを進められないものもいる。ホームレス者で障害があるような困難事例の場合は、社会福祉アドバイザーが同行するようにしている。福祉は本人が申請をしないと始まらないため、行政担当者や支援対象者のやりとりの現場支援のためである。両方への通訳と考えている。

窓口まで赴いたものの、当初想定の実現ができず、他の繋ぎ先まで繋

ぎ直すこともある。支援先を確保しても「街に消える」恐れがあり、支援を確実に結びつけるための努力をしている。

生活保護、障害者支援、高齢者支援等々、福祉は何れにしても制度を利用したい本人が申請することによって始まる。そのため、窓口に行き生活状況を説明し、支援の求めをしなくてはならない。しかし、自分で状況を説明することから難しく、申し込みをしても待ち時間にいなくなってしまうことが時々起きる。それは決して支援がいないのではなく理解ができていないのである。

(7) 保護観察所との協働-更生緊急保護の重点実施など（再掲）

先にも記したが、社会福祉アドバイザーの見立てで、年齢が若い、能力的に仕事ができるなど当面の支援で就労自立が見込める支援対象者の場合は、保護観察所の更生緊急保護制度を活用する。社会復帰支援室設置以前よりたびたび利用されてきた法務省の更生保護の制度である。検事が確実な繋ぎ先として利用してきた制度である。社会復帰支援室が更生緊急保護を利用する場合は、事前に東京保護観察所に支援対象者の情報を、支援室でまとめて事前相談を行う。支援対象者は釈放当日に保護観察所で保護観察官の面接を受け、改めて支援の申請をし、更生保護施設に措置される（更生緊急保護も申請が必要である）。例えば年金があるが自宅がない場合など、見立てと方向性を観察所に事前に説明を行い支援の依頼をする。

なお、更生緊急保護には重点実施事業がある。これにより3か月以内に就労自立が認められる者は、釈放前に保護観察官の面接を受け、重点実施の対象者としていくこともある。

(8) 新しい取り組み

平成28年度より被害者支援室と協働で、児童虐待、DV、家庭内暴力ケースへの取組が始まっている。

6. 社会復帰支援室が取り組んだ事例

以下に社会復帰支援室が取り組んだ事例を紹介する。いずれも支援対象者のプライバシーに配慮し、事件内容等は加工している。

事例1 数10年、東京でホームレスをしていた、IQ40代の男性

Aは、占有離脱や万引きで10数回逮捕勾留されていた。精神鑑定がされたこともあるが、明らかに知的障害が認められるために責任能力がないということで不起訴とされてきた。Aは主にホームレス支援団体の炊き出しで食事や衣類の提供を受けて生きてきた様子であるが、本人からはどのような生活であったかは説明を聞くことができなかった。過去に福祉事務所の路上生活者対策に繋がりそうになったこともあったが、申請用紙に名前は書いても利用直前に逃亡したようである。これらのことを過去数件の資料をとおして、アセスメントを行い、面談をおこなった。本人には、生活保護や自立支援等の難易な言葉は用いず、炊き出し等生活の支援を受けるために役所に行ってお願いをしようと話し同意を得、ホームレス支援団体、逮捕地の区役所福祉事務所生活支援課、同区役所障害者担当課、障害者支援宿泊所等々と連携を取り支援を行った。どうにかその夜より生活支援施設に入ることができ、その後2年の間に、小さな事件こそあったが、現在も同じ生活支援施設で、生活保護を受けながら生活をしている。

事例2 万引きを繰り返すアルコール依存の高齢者

80代のBは、支援室に相談があった時、ホームレス支援団体の名札が持ちものとしてあった。数年前からお酒の万引きを繰り返し、起訴猶予から少しずつ重い罪となり実刑となっていた。矯正施設満期出所で、生活保護を受けてホームレス支援団体の支援で生活していたが数か月後にお酒を万引きした。再度、同じ支援団体に引き受けていただき生活保護を継続したが、数日後に同様の事件をおこした。短期間に3回繰り返した。この数日施設を出ており、生活保護は停止となっていたので、区と交渉をし、アルコール依存と高齢であるということで精神科の病院に検査入院を手配していただいた。

事例3 睡眠剤依存の母親による児童虐待

Cは3歳の実子への児童虐待で逮捕された。夫と本人と子どもの3人で住んでいるが、2歳までは実家で育てており、母親、姉が育児を支えていた。出産以前より睡眠剤への依存があり、3人での生活では朝起きることができず育児は滞っていた。調書にあることも家庭センターや保育園等からの情報から、支援対象者に知的障害があるのではないかと考え、少年鑑別所に知能検査の依頼を行った。知能検査の結果IQ60代であることがわかり、育児支援が必要なことが判明した。睡眠剤依存を自力で治療に繋げることもできないでいたため、医療機関で入院し睡眠薬依存の治療を行い、生活を立て直すことを提案し、同意を得て専門病院への入院に繋げ、子どもは児童相談所と父親（夫）が今後について検討を行っている。

事例4 窃盗として逮捕された認知症高齢者

Dは公園で自転車のかごにあった財布を取ったということで逮捕されてきた独居老人であった。取調べの受け答えがスムーズでないことより、認知症を疑った。検事による本人同意を得て、自宅を管轄する地域包括支援センターに連絡を取ったところ、認知症の診察も終わり成年後見を付ける作業を進めていたところ行方不明になり探していたとのことであった。センター担当者が勾留警察署に迎えに来てくれた。このような独居老人の事件は、徘徊が建造物侵入に、財布探しが窃盗になることがある等、認知症の特有症状が事件となることがある。福祉関係者との連携が特に重要となってくる。

参考資料

- 1.こんなときどうする？福祉的支援を要する人が被疑者・被告人になったら
南高愛隣会 平成24年度 厚生労働省社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障害者等の社会内処遇を支える支援体制の構築について」
- 2.応急の救護等及び更生緊急保護 法務省
- 3.ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）
- 4.社会復帰支援室利用の手引き 東京地方検察庁社会復帰支援室

注1) 平成29年度はアドバイザーが1名増員され、分室は週4日（火・水・木・金）になっている

る。本室の保護観察官は異動となっている。